

令和3年第1回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和3年1月5日(火)午後1時30分
開催場所	北区教育委員会室
出席委員	教育長 清正浩 靖 委員 本間正江 委員 名島啓太 委員 齋藤邦彦 委員 阿良田由紀 委員 長谷川みどり
事務局職員	教育振興部長 教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事) 飛鳥山博物館 子ども未来部長 子ども未来部参事 (子ども未来課長)

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	1号	東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則	承認
2	2号	東京都北区飛鳥山博物館条例施行規則の一部を改正する規則	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
3	1号	後援・共催事業に関する報告	了承

令和3年第1回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和3年1月5日(火) 13:30

清正教育長 それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより令和3年第1回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1第1号議案「東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 それでは、第1号議案についてご説明いたします。議案書の表紙をおめくりいただきまして、1ページでございます。令和3年の4月からでございますが、幼稚園教諭、それから用務、事務を含む全ての区の職員を対象としまして、職員課におきましてタイムカードによる出退勤管理を行い、勤務状況等を把握することとなりました。今後、出退勤管理については打刻する際、ICカードが必要になります。今回、そのICカードと職員証を兼ねることになり、職員証が新しくなります。新しい職員証は、プラスチック製のカードになっており、これまでの紙の職員証と比べますとサイズが一回り小さくなります。それに伴いその職員証に押印する公印も小さくする必要があり、小さいサイズの教育委員会印を新たに作るというものでございます。

5ページをご覧ください。まず、下の改正前でございますけれども、現在、東京都北区教育委員会印寸法は、方30ミリメートルのものがございます。次に、上段の改正後をご覧ください。表中、真ん中の列にございますが、方14ミリの公印を新設するというものでございます。そのほか、4ページ、6ページ、この改正に合わせて改める箇所がございますが、いずれも所用の調整でございまして、より適切な文言に置き換えるというものでございます。これまでの変更を書いたものではございません。

3ページの付則をご覧ください。この付則は令和3年2月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 特に反対意見はないようですので、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。
次に、日程第2、第2号議案「東京都北区飛鳥山博物館条例施行規則の一部を改正する規則」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

飛鳥山博物館長

教育長

清正教育長

飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長

それでは、私から第2号議案について、ご説明を申し上げます。
議案書の表紙を1枚おめくりいただきまして、説明欄をご覧ください。
東京都北区飛鳥山博物館における大河ドラマ館の開設期間中に、その入場券を所持する者に対しまして、東京都北区飛鳥山博物館の常設展に係る観覧料を免除するため、この規則案を提出するものでございます。

今回の大河ドラマ館の開館に際しまして、来館する北区民はもとより、全国の人々に飛鳥山博物館や北区のすばらしさを知ってもらうための千載一遇のチャンスと捉えております。

参考資料1で新旧対照表の上段の改正後をご覧ください。今回の条例改正は大河ドラマ館の入場券所持者に対する観覧料の特例について、付則に第3項と第4項を加えるものでございます。付則の第3項では、規則及び条例の観覧料の減免の規定に基づきまして、令和3年2月20日から委員会が別に定める日までの間、大河ドラマ館の入場券を所有するものが館の常設展を観覧するときは入館料を免除することができること、また、第4項が入館料の免除を受けようとするものは大河ドラマ館の入場券を係員に提示しなければならないことを規定するものでございます。

前のページにお戻りください。付則です。この規則は令和3年2月20日から施行することといたします。

私からの規則は以上となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

本件に対し、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長	<p>ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、報告事項に移ります。日程第3、報告第1号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	<p>それでは、報告第1号、後援・共催事業に関する報告でございます。</p> <p>1枚おめくりください。記書きの1でございます。名義使用を承認した旨の報告でございます。今回4件ございます。事業名と主催者名のみ読み上げをさせていただきます。</p> <p>1件目「第17回子どもたちと芸術家の出あう街」実行委員会委員長でございます。</p> <p>2件目「非行のない明るい街づくり赤羽連絡協議会」同協議会会長でございます。</p> <p>3件目「令和3年成人式記念式典」青少年委員会会長でございます。なお、実施方法につきましては、オンライン方式で実施する予定でございます。</p> <p>4件目「英語・サッカー1日体験イベント」NPO法人アミティエスポーツクラブ理事長でございます。</p> <p>3ページ以降、事業実績報告といたしまして、今回5件、お示しをさせていただきました。</p> <p>以上、報告とさせていただきます。</p>
清正教育長	<p>説明ありがとうございました。本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>本件に関する報告はこれで終了いたします。以上で本日の日程全てを終了いたしました。これもちまして、令和3年第1回教育委員会定例会を閉会させていただきます。</p>